

調整結果報告第7号

交通関係事業の取扱いについて

交通関係事業の取扱いについて、別紙のとおり調整したので報告する。

提案	第6回 第14回	平成16年6月25日 平成16年12月24日	決定	第7回 第14回	平成16年7月23日 平成16年12月24日
【調整方針】 <ol style="list-style-type: none">1 広尾線バス輸送確保対策協議会については、忠類村は、合併の日の前日をもって脱退し、新町として合併の日に参加する。2 バス待合所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。3 生活バス路線運行対策事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。4 町営バスについては、新町の一体性を確保するため、旧町村間を結ぶバスの運行形態について、既存の路線を含めて、新町において調整する。5 交通安全計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。6 <u>交通指導員については、合併時に再編する。</u>7 <u>チャイルドシート貸出事業については、合併時に再編する。</u>					

(別紙)

協議項目	22-5 交通関係事業の取扱い		
決定されている調整方針	6 交通指導員については、合併時に再編する。 7 チャイルドシート貸出事業については、合併時に再編する。		
項目	幕別町	忠類村	調整結果
交通指導員	<p>【交通安全指導員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 30名以内(現在24名) ・任期 2年 ・身分 非常勤特別職 <p>【交通安全推進員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人数 1名 ・任期 1年 ・身分 嘱託職員 	<p>【交通安全指導員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 規定なし(現在9名) ・任期 規定なし ・身分 規定なし(任意団体として忠類村交通安全指導員会を設置) <p>【交通安全推進員】</p> <p>該当なし</p>	<p>【交通安全指導員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 33名以内とし、幕別地区24名、忠類地区9名を配置 ・任期 2年 ・身分 非常勤特別職 <p>【交通安全推進員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人数 1名 ・任期 1年 ・身分 嘱託職員

項 目	幕別町	忠類村	調 整 結 果
チャイルドシート 貸出事業	<ul style="list-style-type: none"> ・実施主体 幕別町生活安全推進協議会 ・受付窓口 役場町民課 ・貸出基準 一時的に必要な場合 ・貸出期間 1カ月間 ・住民からの寄贈 該当なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施主体 忠類村 ・受付窓口 南十勝消防事務組合大樹消防署忠類支署 ・貸出基準 6歳未満の幼児がいる借用を希望する 村民 ・貸出期間 乳児用 6カ月以内 幼児用 29カ月以内 児童用 24カ月以内 ・住民からの寄贈 随時受付 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施主体 幕別町生活安全推進協議会 ・受付窓口 本庁及び総合支所の交通安全担当部署 ・貸出基準 一時的に必要な場合 ・貸出期間 1カ月以内。ただし、合併前に忠類村が貸し出したチャイルドシートについては、従前どおりとする。 ・住民からの寄贈 随時受付